

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
→【C】に進んでください。

【C】保護者等の収入の状況について

※保護者等…18歳以上の生徒については、「生計維持者」と読み替えること。

(1) 次の者の個人番号カード等（地方税の課税状況がわかる書類）を提出します。

①～⑥の、どれかの□にレ点をつけてください。

①	☐	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・生徒が未成年（18歳未満）であり、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分 ・入学時点又は在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点までに生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 ・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権者が1人だった場合 等
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) (1) の書類を添付する者（保護者等）の氏名及び生徒との続柄

ふりがな		生徒との続柄	ふりがな		生徒との続柄
氏名		父・母 その他	氏名		父・母 その他

【D】扶養親族の状況について

※当該世帯に7月1日現在、対象となる高校生等以外に15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

生徒との続柄	氏名	生年月日	職業または学校名・学年	課程	今年度給付金申請	備考
【高校生等（専攻科生徒、専修学校高等課程生徒を含む）】						
兄・姉 弟・妹		年 月 日	国・公立 学校 年	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	☐ 有 ☐ 無	
兄・姉 弟・妹		年 月 日	国・公立 学校 年	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	☐ 有 ☐ 無	
兄・姉 弟・妹		年 月 日	国・公立 学校 年	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科	☐ 有 ☐ 無	
【上記高校生等以外の扶養親族】（15歳以上23歳未満）						
兄・姉 弟・妹		年 月 日	アルバイト等（※注2）・大学・短大・専門学校・無職・その他（ ）			
兄・姉 弟・妹		年 月 日	アルバイト等（※注2）・大学・短大・専門学校・無職・その他（ ）			
兄・姉 弟・妹		年 月 日	アルバイト等（※注2）・大学・短大・専門学校・無職・その他（ ）			

注1 保護者の扶養に入っている者に限ります。

【E】給付金の振込について

①または②、どちらかの□にレ点をつけてください。

☐ ①保護者等の口座に振込を希望します。

振込みを希望する保護者等の名義の口座を記入してください。

記入した通帳の口座名義及び口座番号が表示されている部分のコピーを添付してください。

振込先金融 機関名	(銀 行)						支 店 本 店 出張所	金融機関コード			支店コード		
種 別 口座番号	種別	普通 ・ 当座											
	口座番号												
フリガナ													
口座名義													

注1 振込みを希望する口座を1つ記入してください。

注2 口座名義は通帳記載のとおり正確に記入してください。

振込希望口座の通帳の写し貼付欄

金融機関名・支店名・支店コード・口座番号・口座名義（フリガナ）が
確認できるページをコピーして貼り付けてください。

※振込口座は保護者等（申請者及び親権者）の名義の口座を指定

☐ ②学校設置者に受給を委任します。（県内学校に限る）

→奨学給付金委任状（様式5）を提出してください。